

令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付要綱

(令和6年12月26日こども若者局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気・ガス等の価格高騰による児童福祉施設等の設置者等の負担を軽減するため、児童福祉施設等の設置者等が電気・ガス等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう
- (2) 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう
- (3) 児童福祉施設等 別表において補助対象施設等として定める施設又は事業をいう
- (4) 児童福祉施設等の設置者等 児童福祉施設等の施設の設置者又は事業の実施者をいう
- (5) 補助対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、児童福祉施設等の設置者等のうち、市内においてその施設を運営している者又はその事業を実施している者とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、次の要件に適合しているものとする。

- (1) 市内において、令和7年3月1日までに児童福祉施設等の施設の運営又は事業が実施されていること
- (2) 補助対象期間において通算して1月以上実施されていること
- (3) 暴力団等との関係を有していないこと

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象期間において補助対象事業が実施された期間が12月である場合、別表に定める補助単価に同表に定める単位を乗じて得た額。
- (2) 補助対象事業が令和6年4月2日から令和7年3月30日までの間において休止又

は廃止（関係法等の規定による手続を行っていない事実上の休止又は廃止を含む。）をした場合であって、補助対象期間において当該事業が実施された期間が通算して1月以上12月未満であるとき、前号の規定による補助金の額に当該事業が実施された月数（月途中での休止又は廃止（関係法等の規定による手続を行っていない事実上の休止又は廃止を含む。）の場合、休止又は廃止月は月数に含めない）を乗じ、12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

- (3) 補助対象事業が令和6年4月2日から令和7年3月1日までの間において開始した場合であって、補助対象期間において当該事業が実施された期間が通算して1月以上12月未満であるとき、第1号の規定による補助金の額に当該事業が実施された月数（月途中での開始の場合、開始月は月数に含めない）を乗じ、12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

（交付の申請等）

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付申請書（様式第1号）」を市長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。

- 2 この補助金の交付を受けようとする者は、市長が必要と認めるときは、前項の規定による書類の提出に併せて、市長が別に定める方法により、この補助金の請求に係る情報を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 規則第6条の規定による決定の通知は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」により行うものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第2項の規定による交付の条件は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」に定めるものとおりにする。

（交付決定の変更等）

第10条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による変更等の申請は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）」を提出することにより行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を取消し又は変更すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を取消し又は変更するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定を取消し又は変更したときは、「令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）」により通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を取消し又は変更することが不適

当と認めるときは、「令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金変更等不承認通知書（様式第5号）」により、その旨及び理由を通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金実績報告書（様式第6号）」を市長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、「令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金確定通知書（様式第7号）」により行うものとする。

（補助金の交付）

第13条 この補助金は、規則第15条の規定により、前条の規定による補助金の額の確定を行った後に交付するものとする。ただし、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条第1項ただし書きの規定による前金払により、交付することができるものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分を返還させるものとする。

(立入検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の規定による検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金の交付に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年12月26日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りで、その効力を失う。

別表

事業区分	補助対象施設等	補助対象経費	補助単価	単位
保育所等	ア 私立保育所	補助対象期間 に補助対象施設 等において使用 した光熱費等や 利用者宅の訪問 等に係るガソリ ン購入に要した 費用	3, 200円	定員数
	イ 認定こども園			
	ウ 幼稚園（※）			
	エ 家庭的保育事業			
	オ 小規模保育事業			
	カ 事業所内保育事業			
キ 認可外保育所				
	ク 病児・病後児保育事業			
	ケ 居宅訪問型保育事業		5, 400円	台数
	コ 放課後児童健全育成事業		1, 600円	定員数
児童養護施設等	ア 児童養護施設		6, 400円	定員数
	イ 地域小規模児童養護施設			
	ウ 乳児院			
	エ 児童心理治療施設			
	オ 児童自立生活援助事業所 I型（自立援助ホーム）、II型			
	カ 小規模住居型児童養育事 業（ファミリーホーム）			
キ 母子生活支援施設				
	ク 里親			

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けた施設に限る。

備 考

- 1 この表において使用する用語は、次の各号に掲げる法律（以下「関係法」という。）において使用する用語の例による。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
 - (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 2 「補助対象施設等」については、関係法の規定による本市の指定、認可若しくは認定又は本市への届出がなされたものであること。なお、次の各号に掲げる施設等については、補助対象施設等に含まれないこと。
 - (1) 地方公共団体、地方独立行政法人又は独立行政法人が設置するもの（ただし、保育所等のキの認可外保育所を除く。）
 - (2) 保育所等のキの認可外保育所のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業に該当するもの

- (3) 保育所等のクの病児・病後児保育事業のうち、本市から「仙台市病児・病後児保育事業実施要綱」に基づき事業の委託を受けている場合、及び利用者を併設している保育所等に在園している児童に限定している場合
- (4) 保育所等のケの居宅訪問型保育事業のうち、利用者宅等の訪問等に係る交通費を、利用者等に実費負担させている場合
- (5) 保育所等のケの居宅訪問型保育事業のうち、利用者宅等の訪問等に係るガソリン代について従業員の実費負担としている場合
- (6) 保育所等のコの放課後児童健全育成事業のうち、「仙台市児童クラブ事業実施要綱」（平成24年3月29日市長決裁）に基づき、児童館等の指定管理者等が行うもの
- 3 補助対象経費における「光熱費等に要した費用」については、電気・ガス等に係る設備の設置、改修等に要した費用は含まれないこと。
- 4 単位における「定員数」については、関係法等の規定による本市の指定、認可若しくは認定又は本市への届出若しくは報告がなされた令和6年4月1日時点の数をを用いること（なお、暫定定員が設定されている場合は、暫定定員とする。）
- ただし、令和6年4月2日以降に指定等がなされた補助対象施設等については、指定等の際に本市へ届出等を行っている定員数を用いること。
- なお、次の各号に掲げる補助対象施設等については、それぞれ当該各号に定める同日時点の数をを用いるものとする。
- (1) 保育所等
- ア キの認可外保育所及びコの放課後児童健全育成事業以外の補助対象施設等 利用定員の数
- イ キの認可外保育所 利用定員の数（ただし、定員数を設けていない場合は令和6年10月1日時点の在籍数とする。）
- ウ コの放課後児童健全育成事業 利用定員の数（ただし、市へ報告がなされた令和6年4月1日時点と令和6年9月1日時点とのいずれか多い定員数とする。）
- (2) 児童養護施設等
- ア キの母子生活支援施設 世帯数
- イ クの里親 本市より委託されている児童（里親宅において児童自立生活援助事業が実施されている場合には、児童自立生活援助事業の対象者として委託されている者を含む。）の数
- 5 単位における「台数」は、令和6年4月1日時点の、補助対象施設等が利用者宅等の訪問等に使用している車の台数または保育士常勤換算数、もしくは利用児童数のいずれか少ない数とする。
- また、複数の児童が事業を利用しており、訪問等に使用している車を併用している場合、車の「台数」を重複して計上することはできない。
- なお、上記の算出方法により難い合理的な理由がある場合には、市長が指定する他の適切な方法により「台数」を推定するものとする。

令和 6 年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

所在地又は住所
申 請 者 法人名又は氏名
代表者名 印

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び令和 6 年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設等の種類
- 2 施設等の名称
- 3 申 請 額 金 _____ 円
- 4 申請額の内訳
補助単価 _____ 円 × 定員数 _____ 名
補助単価 _____ 円 × 台数 _____ 台

下記について、ご確認及びご理解の上、チェック (☑) をし、この申請書を提出してください。

(申請前確認事項)

- 価格高騰の影響により、施設等の電気・ガス等に係る費用が上昇している。
- この申請を行う時点で、令和 7 年 3 月 30 日までに施設等を休止又は廃止する予定はない。
- 今後、同日までに施設等を休止又は廃止した場合、既に補助金が交付されているときは補助金の一部又は全部を返還しなければならない。
- 令和 6 年 4 月 1 日又は事業開始日から令和 7 年 3 月 31 日又は事業休止・廃止日までに電気・ガス等に要した費用の領収書等は、この補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

< 申請前確認事項については、事業区分に応じて変更。 >

施設コード	
担当者氏名	
連絡先電話番号	

令和 6 年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付決定通知書

仙台市 指令第 号

(法人名又は氏名 代表者) 様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の補助金の交付については、下記のとおり条件を付して決定しましたので、仙台市補助金等交付規則第 6 条及び令和 6 年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

令和 年 月 日

仙 台 市 長

記

- 1 施設等の種類
- 2 施設等の名称
- 3 補助金の額 金 _____ 円
- 4 交付の条件

- (1) 仙台市補助金等交付規則及び令和 6 年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付要綱並びに補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。
- (2) 補助対象施設等を令和 7 年 3 月 30 日までの間に休止又は廃止する場合は、予め市長に報告し、関係法等の規定による届出等、必要な手続きを行ってください。
- (3) 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項の規定による加算金を納付しなければなりません。
 - ① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき
 - ② 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき
 - ③ 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき
- (4) 上記(3)において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第 18 条第 2 項による遅延損害金を納付しなければなりません。
- (5) 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。

施設コード	
-------	--

令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

所在地又は住所
申請者 法人名又は氏名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項及び令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金

2 変更の内容

(1) 既交付決定額 金 円
(2) 変更後申請額 金 円

3 変更等の理由

- ① 変更
- ② 中止
- ③ 廃止

施設コード	
担当者氏名	
連絡先電話番号	

令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金変更等承認通知書

仙台市 指令第 号

(法人名又は氏名 代表者) 様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の件について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第11条第2項及び令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、通知します。

令和 年 月 日

仙 台 市 長

記

1 補助事業の名称

令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金

2 補助決定額 金 _____ 円

3 承認の内容

①下記のとおり事業を変更すること

...

②事業を中止すること

...

③事業を廃止すること

...

4 承認の理由

...

施設コード	
-------	--

様式第5号

令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金変更等不承認通知書

仙台市 指令第 号

(法人名又は氏名 代表者) 様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の件については、次の理由により変更等を不承認としますので、通知します。

令和 年 月 日

仙 台 市 長

記

1 不承認理由

施設コード	
-------	--

令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

所在地又は住所
申 請 者 法人名又は氏名
代表者名

令和 年 月 日付仙台市 指令第 号で交付決定のありました標記の補助金については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の電気・ガス等に要する経費の一部として使用しましたので、仙台市補助金等交付規則第12条第1項及び令和6年度仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり実績として報告します。

記

- 1 施設等の種類
- 2 施設等の名称
- 3 交 付 済 額 金 _____ 円 (ア)
- 4 実 績 額 金 _____ 円 (イ)
- 5 精 算 額 金 _____ 円 (イ) - (ア)

※精算額の金額がマイナスの場合、返還金が生じます。

(報告前確認事項)

※以下の4点について、ご確認及びご理解の上、チェック(☑)をし、この報告書を提出してください。

- 上記の1～3について、令和7年3月31日時点の内容として誤りがない。
- 同月30日までに、届出等を行っていない事実上の場合も含めて、施設等を休止又は廃止していない。
- 同日までに、届出等を行っていない事実上の場合も含めて、施設等を休止又は廃止した場合、既に補助金が交付されているときは補助金の一部又は全部を返還しなければならない。
- 令和6年4月1日又は事業開始日から令和7年3月31日又は事業休止・廃止日までに使用した電気・ガス等に要した費用の領収書等は、この補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

<報告前確認事項については、事業区分に応じて変更。>

施 設 コ ー ド	
担 当 者 氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	

